

## 河川敷地内の樹木伐採にかかる許可申請書

平成 年 月 日

中国地方整備局長 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

㊟

下記のとおり、河川敷地内の樹木を伐採したいので河川法第27条第1項に基づき申請します。

1. 河川の名称 太田川
2. 場 所 広島市安佐南区川内地先
3. 作業期間 平成 年 日から平成 年 月 日まで
4. 作業方法

### 5. 伐木の使用目的

\*\*\*\*\*

#### 【実施にあたっての条件】

1. 伐採、搬出に伴い第三者に生じた損害については伐採資格者の負担とする。
2. 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
3. 河川管理施設を損傷しないよう注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧する。
4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
5. ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片づけ、清掃は入念に行い河川美化に努める。
6. 枝を引き取らない場合は、出張所の指示に従い一箇所に集積する。
7. 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。
8. 指定された以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
9. 伐採資格者通知後の取り消し  
伐採作業準備あるいは作業着手後においても、伐採資格者に河川管理上好ましく無い行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は伐採資格者が負担する。
10. 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。

河川敷地内の樹木伐採にかかる許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

中国地方整備局長 殿

申請者

住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

氏名 〇 〇 〇 〇

電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇



下記のとおり、河川敷地内の樹木を伐採したいので河川法第27条第1項に基づき申請します。

- 1. 河川の名称 太田川
- 2. 場所 広島市安佐南区川内地先
- 3. 作業期間 平成〇〇年〇〇月から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 4. 作業方法

伐採条件で指定された  
期日以内で記入

- ・チェーンソーによる伐採、軽トラックにより搬出する。
- ・隣接区画と同時作業時は、伐採木が隣接区画に入らないよう注意する。

- 5. 伐木の使用目的

具体的な作業方法を記載

- ・薪ストーブ用

使用の目的を記入

\*\*\*\*\*

【実施にあたっての条件】

- 1. 伐採、搬出に伴い第三者に生じた損害については伐採資格者の負担とする。
- 2. 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
- 3. 河川管理施設を損傷しないよう注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧する。
- 4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
- 5. ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片づけ、清掃は入念に行い河川美化に努める。
- 6. 枝を引き取らない場合は、出張所の指示に従い一箇所に集積する。
- 7. 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。
- 8. 指定された以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
- 9. 伐採資格者通知後の取り消し  
伐採作業準備あるいは作業着手後においても、伐採資格者に河川管理上好ましく無い行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は伐採資格者が負担する。
- 10. 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。